

広島県建設分野の革新技術活用制度 実施要領

平成26年 7月25日制定
平成27年12月21日改正
平成28年 2月25日改正
令和2年 3月 9日改正
令和4年 4月19日改正
令和5年 5月 1日改正
令和6年10月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理（以下「インフラ整備等」という。）のあらゆる段階における、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術を広く民間事業者等から募集し、活用効果が優れる技術等について登録・支援を行う「広島県建設分野の革新技術活用制度」（以下「本制度」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、公共土木施設の老朽化の進行や建設分野の担い手不足等の課題解決、革新的な技術の開発促進や建設分野への利活用の推進に向けて、県や市町の施設規模に適合した、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術を活用し、ライフサイクルコストの縮減やインフラ整備等の生産性向上に取り組むことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長寿命化技術 施設の長寿命化に資する技術において、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術をいう。また、民間事業者等により実用化に向けて開発中であり、長寿命化に資することが期待される技術をいう。
- (2) 効率化技術 インフラ整備等の効率化に資する技術において、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術をいう。また、民間事業者等により実用化に向けて開発中であり、効率化に資することが期待される技術をいう。
- (3) 高度化技術 インフラ整備等の高度化に資する技術において、技術の成立性が技術を

開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術をいう。また、民間事業者等により実用化に向けて開発中であり、高度化に資することが期待される技術をいう。

- (4) 技術の成立性 論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国等が定める基準等を満足することをいう。
- (5) 実用化 利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- (6) 従来技術 公共事業等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術をいう。
- (7) 従来技術に比べ活用の効果が同程度 技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。
- (8) 公共事業への適用性 当該技術に関する適用条件（自然条件・現場条件）や利用方法等が明らかで、インフラ整備等で活用することが可能であるものをいう。
- (9) 県内事業者 県内に、本社・本店・支社・支店・営業所のいずれか又は生産拠点がある民間事業者等をいう。
「生産拠点がある」とは、「県内の工場等で材料・製品等を生産している、又は県内の事業所等に機材、解析設備等を保有し工事、調査等を行っている」ことをいう。
- (10) 登録技術 広島県建設分野の革新技術登録簿に登録されている技術をいう。
- (11) 登録事業者 自らが開発した技術について、第4条第1項の登録を受けた民間事業者等をいう。
- (12) 県内開発技術 県内事業者が開発した第1号から第3号に規定する技術で、次の条件のいずれかを満たす技術をいう。
 - ア 特許等の知的財産権が設定されている技術で、県内事業者が出願人かつ権利者である技術であること。
 - イ 特許等の知的財産権等の設定がない技術で、県内事業者において開発されたことを証明できる資料がある技術であること。
- (13) 県外開発技術 県内事業者以外の者が開発した第1号から第3号に規定する技術のうち、次の条件のいずれかを満たす技術をいう。
 - ア 国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に掲載されている技術
 - イ 建設技術審査証明協議会会員の「建設技術審査証明」の交付を受けた技術
 - ウ 国及び都道府県、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業法施行規則第18条に掲げる法人のいずれかの技術的審査を受けた技術
- (14) 活用促進技術 登録要件のすべてを満たす技術であって、積極的な活用促進を図る技術（以下「区分3」という。）をいう。

- (15) 推奨技術 前号の技術のうち、特に活用の効果が優れた技術をいう。
- (16) 試行段階技術 活用実績や必要な資料等が少なく、実際のインフラ整備等における施工性、耐久性等の検証やデータの蓄積・分析等により、効果を確認することで活用促進を期待できる技術（以下「区分2」という。）をいう。
- (17) 開発・改良支援技術 活用するには更なる開発又は改良が必要な技術であって、開発・改良を支援する技術（以下「区分1」という。）をいう。

（登録）

第4条 民間事業者等は、前条第1号から第3号に規定する技術について、この要領の定めるところにより、「広島県建設分野の革新技術登録簿」（以下「登録簿」という。）の登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（登録要件）

第5条 前条の規定による登録の要件は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 県内開発技術又は県外開発技術で、公共事業に活用できるもの。
 - (2) 原則として単価設定が可能なもの。
 - (3) 技術の成立性が認められるもの。
 - (4) 公共事業への適用性が認められるもの。
 - (5) 当該技術の効果が従来技術に比べ同程度以上であるもの。
- 2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の規定による登録はできないものとする。
- (1) 他の事業者が有する技術に関して、特許等の実施許諾契約等による実施権を有する技術であるもの。
 - (2) 特許等の知的財産権が設定され、かつ持分割合を設定しているもので、県内事業者の持分割合の合計が50%未満であるもの。

（申請手続き）

第6条 第4条第1項の登録を受けようとする民間事業者等は、広島県電子申請システムにより必要事項を入力し、登録申請しなければならない。

2 前項の登録申請においては、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 県内事業者においては、第3条第9号に規定する県内事業者であることを証する書面。
県外事業者においては、第3条第13号に規定する技術を有することを証する書面。
- (2) その他県が必要と認める書面

3 複数の事業者で申請する場合は、当該事業者のうち申請等の手続きを代表して行う者を定めるものとする。

(技術の評価)

第7条 県は、第6条により登録申請のあった技術の評価を行う。ここでの評価とは、技術の成立性、公共事業への適用性、活用の効果等を整理し、次の各項の区分を定めることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する技術については、「区分3」とする。

- (1) 第5条の登録要件のすべてを満たすことが資料等で確認できる技術
ただし、本条第4項及び第5項に該当する場合は除く。

(2) 県外開発技術

3 「区分3」のうち次の各号に掲げる要件をすべて満たす技術を、特に優れたものとして推奨技術とする。なお、国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報の「推奨技術」又は「準推奨技術」、建設技術審査証明協議会会員の「建設技術審査証明」の交付を受けている県外開発技術、又は県が設置する審査会（以下「審査会」という。）が特に活用効果が高いと判断した県内開発技術は、次の各号に掲げる要件に関わらず推奨技術とする。

- (1) 活用実績が多い技術であること。
(2) 活用の効果が高いと評価される技術であること。
(3) 事故及び不具合等の発生がない、又は発生後適切に改善していること。

4 第5条第3号「技術の成立性」又は第4号「公共事業の適用性」のいずれかについて、試行により効果を確認することが必要な技術は「区分2」とする。なお、区分2に登録された技術の試行については、別に定める要領に基づき実施する。

5 施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化が期待できるものの、第5条の登録要件のうち、複数の要件について十分に確認できないことから、更なる開発や改良が必要な技術は「区分1」とする。

(登録の審査)

第8条 県は、第6条第1項の規定による登録申請を受理したときは、審査会を設置し、登録申請の内容を審査するものとする。

2 前項の規定による県が設置する審査会については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 審査会は、別表1に掲げる職にあるものを委員として組織する。
(2) 審査会の会長は、土木建築局技術企画課長とする。ただし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(3) 関係事業課の委員は、会長が選定し任命する。
(4) 審査会は、第9条の規定による意見聴取を踏まえ、第5条の規定による登録要件に關

して「区分3」、「区分2」、「区分1」のいずれかの評価について審査する。また、区分2に登録された技術の試行結果を基に「区分2」から「区分3」への適否について審査する。

(5) 審査を迅速にするために、審査会の構成員の決裁を得ることで、審査会の開催に変えることができる。

(意見聴取)

第9条 県は、前条の規定による審査を実施するに当たり、建設分野の革新技術等に関する専門的な知見を有する有識者から意見を聴取することとする。

(登録の実施)

第10条 県は、第8条の審査により、申請に係る技術が第5条の規定に定める要件を満たすと認めた各区分の技術について、次に掲げる事項を登録簿に記載し登録する。

(1) 第6条第1項に基づき申請した事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 県は、前項の規定により登録したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県ホームページにおいて公表するものとする。

3 県は、第1項の登録をしないときは、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援)

第11条 県は、登録技術の活用促進及び開発促進のため、次の各号のとおり支援を行うこととする。

(1) 活用促進技術（区分3）は、次の支援を行う。

ア 技術情報、実績等について、県ホームページで公表する。

イ 革新技術発表会を開催するなど、登録技術について発表する機会を提供する。

ウ 実績・効果のとりまとめなどの情報を定期的に発信する。

エ 設計単価等を公表する。

オ 現場の適用条件等を考慮した上で、公共事業での活用を推進する。

(2) 区分3のうち推奨技術は、前号の支援に加え次の支援を行う。

ア 県が推奨する技術として、「広島県建設分野の革新技術（推奨技術）」の標記を使用できるものとする。なお、標記を使用する場合は県に連絡すること。

イ 第4条第2項の規定に関わらず、登録期間を5年とする。

(3) 試行段階技術（区分2）は、次の支援を行う。

ア 技術情報、実績等について、県ホームページで公表する。

イ 施工性や耐久性等の検証やデータの蓄積等のためのフィールドを提供する。

ウ データの蓄積等のための情報共有や助言を行う。

(4) 開発・改良支援技術（区分1）は、技術の実用化や技術改良に関する情報共有や助言を行う。

(登録の変更)

第12条 登録事業者は、第6条第1項に基づき申請した事項に変更があったときは、すみやかに県に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録期間中に技術の改良等があった場合、第6条に基づく申請手続きを行うこととする。県は、その申請内容について第7条から第10条に基づく審査・登録等を行う。

3 前項の登録がなされたときは、その有効期間は登録を受けた日から起算して3年（推奨技術は5年）を経過する日の属する年度の末日までとする。

(登録の抹消)

第13条 県は、登録技術又はその登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録事業者から抹消の届け出があったとき。
- (2) 登録要件を満足しなくなったとき。
- (3) 第5条第2項に該当することとなったとき。
- (4) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (5) 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (6) その他、県が必要と認めたとき。

(活用継続技術一覧)

第14条 登録事業者は、登録の有効期間が満了する際に、活用促進技術として登録された技術のうち当該技術の活用実績を証明できる場合は、「活用継続技術一覧」への掲載を希望できる。県は、この希望された技術を「活用継続技術一覧」にとりまとめ、当該技術の活用促進を継続する。

2 前項の一覧の掲載を希望する事業者は、当該技術の活用実績を毎年度報告しなければならない。

(報告)

第15条 県は、登録技術の登録要件に関する適合状況について、登録事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 県は、必要に応じて、申請者によるプレゼンテーションを求めることができる。

(登録事業者の責務)

第 16 条 登録事業者は、登録技術が登録要件を常に満足するよう管理しなければならない。

2 登録事業者は、登録技術の使用に際して、その品質、性能に関して問題が発生したときには、責任を持って対応しなければならない。

(所掌)

第 17 条 この要領に関する事務は、広島県土木建築局技術企画課において所掌する。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 27 年 12 月 21 日から改正施行する。
- 3 この要領は、平成 28 年 2 月 25 日から改正施行する。
- 4 この要領は、令和 2 年 3 月 9 日から改正施行する。
- 5 この要領は、令和 4 年 4 月 19 日から改正施行する。
- 6 この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から改正施行する。
- 7 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から改正施行する。

(別表 1) 審査会委員

役職名
技術企画課長（会長）
建設DX担当課長
技術管理担当監
関係事業課長